

抗インフルエンザ薬服用後の異常行動について

この号の内容

1 抗インフルエンザ薬服用後の異常行動について

インフルエンザ治療に用いられる抗インフルエンザ薬は、小児・未成年者が服用すると異常行動が生じる可能性があることが広く知られています。しかし抗インフルエンザ薬の服用の有無に関わらず、小児・未成年者のインフルエンザ発病者に異常行動が生じた報告があることより、厚生労働省はインフルエンザと診断され治療が開始された後、少なくとも2日間は、保護者等は小児・未成年者を一人にしないことを原則とする旨を発表しています。また小児・未成年者の住宅外への飛び出し対策として下記の対策を呼び掛けています。

高層階の住居の場合

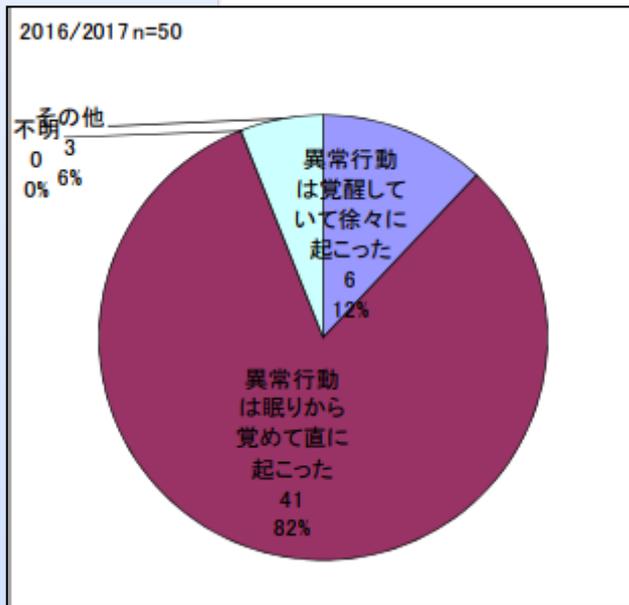
- ・ 玄関や全ての部屋の窓の施錠を確実に行う（内鍵、補助錠がある場合はその活用を含む。）
- ・ ベランダに面していない部屋で寝かせる
- ・ 窓に格子のある部屋で寝かせる（窓に格子がある部屋がある場合）

一戸建ての場合

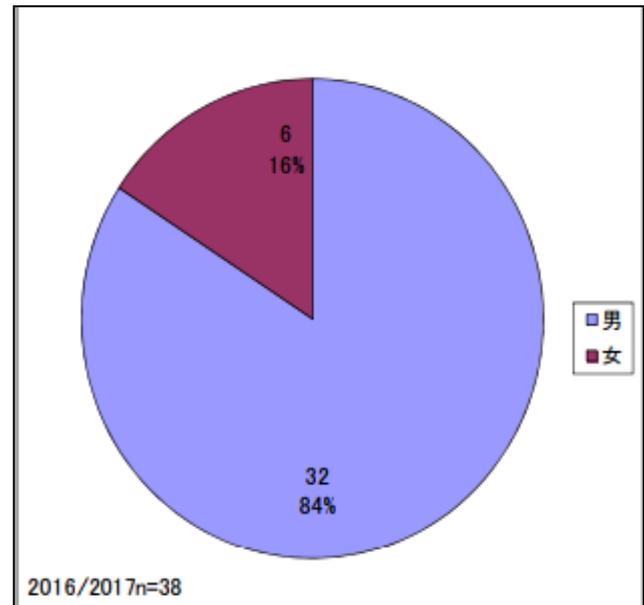
- ・ 上記に加え、できる限り1階で寝かせる

昨シーズン中に異常行動が確認されたシチュエーションを見ると、50件のうち41件は睡眠から覚めた直後に異常行動が生じたことが報告されています。また異常行動が確認された小児・未成年者の多くは男性であった事が報告されていることより、これら2点を考慮した上で住宅外への飛び出し対策の実施が望ましいと考えられます。

（次のページに続く）



異常行動が生じたタイミング

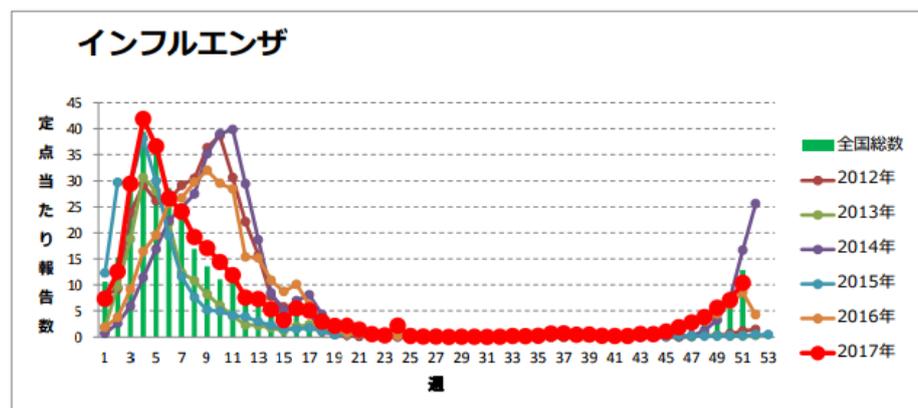


異常行動と性差について

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000184039.pdf>

より抜粋

平成 29 年 11 月 30 日宮城県は、大崎保健所管内でのインフルエンザの 1 定点医療機関当たりの患者数が基準（10 人）を超えたことより、宮城県全域に対して注意報を発令しています。また宮城県内のインフルエンザの発症報告数も徐々に上昇しているのがグラフからも確認できます。



当院でも 11 月以降に 46 名の患者に対して抗インフルエンザ薬が処方されています。そのため就労時にはマスクの着用や手指衛生の実施が必要です。また抗インフルエンザ薬の予防投与が必要な場合には、マニュアルを一読してから医師に処方依頼をお願いします。

また厚生労働省はインフルエンザ様疾患罹患時の異常行動について調査を実施していますので、何か気づいた際には報告をお願いします。